2005年9月15日(平成17年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横尾裕夫

保健福祉総合システムの運用管理に係る個人情報を目的外に利用させること 及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について(答申)

2005年9月15日付けで諮問(第152号)された保健福祉総合システムの 運用管理に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに 伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させることの必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を目的外に利用させる必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、昭和63年4月に市民部と福祉部を統合し、現在の福祉健康部として総合的な体制を整備し、福祉施策の充実に向けた取り組みを行っている。年々増加する事務量のなかで迅速かつ的確なサービス提供が必要となることから、平成7年7月に福祉健康部における各種業務処理のコンピュータ利用について藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、コンピュータ利用を認めるとの答申を受け、平成7年から平成10年にかけて保健福祉総合システムを構築したものである。

また、福祉健康部内各種業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用すること並びに本人通知の省略について、平成14年12月に藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、対象者が延べ30万人と多人数で一定期間に本人から収集することが物理的に困難であること各種サービスの提供は法令上の基準を満たすことを確認し、受給可否を判断する必要から、他課の関連業務の情報は不可欠であり、福祉健康部の他の行政目的で収集された個人情報を利用することが合理的であり、必要性を認めるとの答申を平成15年5月に得たものである。

(2) 目的外に利用させる必要性について

保健福祉総合システムから個人情報を目的外に利用させることの目的は、 高齢福祉課が高齢者虐待防止対策事業に利用するためであり、具体的には虐 待の早期発見及び早期対応を図るため被虐待高齢者及び虐待者に係る個人情 報を収集するものであって、当該個人情報を本人から収集することは、虐待 者がその事実を知ることによりその虐待行為を増長するおそれがあることか ら、目的外に利用させる必要がある。

(3) 本人通知の省略について

目的外に利用させることは、高齢者虐待を防止するため早期の発見及び早期の対応を図ることを目的とするものであって、このことが被虐待高齢者の生命・身体を守ることになり、この場合において本人に通知しないことが本人の不利益となるものではなく、通知することにより虐待者の情報ともなり、虐待者がその事実を知ることによって被虐待高齢者への虐待行為を増長するおそれがあることから本人への通知を省略したい。

(4) 目的外に利用させる個人情報

被虐待高齢者及び虐待者の次の①から⑦までの情報

- ①住所·氏名·生年月日·家族構成·異動状況
- ②課税状況
- ③介護度
- ④介護保険受給サービスの状況
- ⑤生活保護の受給状況
- ⑥精神障害者保健福祉手帳交付の有無
- ⑦精神障害者居宅生活支援福祉サービスの有無

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)及び(2)の判断をするものである。

(1) 目的外に利用させることの必要性について

本業務の目的は、高齢者虐待の早期発見とその早期対応を図ることであり、本人から直接相談を受ける以外ではケアマネージャー又はホームヘルパー等からの通報により虐待が存在する可能性を知るものであって、当該被虐待高齢者及び虐待者に係る個人情報を収集することは、事実を確認するうえで必要不可欠なものである。

また、本人からの同意が得られないことにより虐待行為の発見が遅れることは 虐待者が被虐待高齢者への虐待行為を重ねるおそれにつながることでもあり、本 業務の執行に著しい支障が生じるおそれがあることから、保健福祉総合システム から被虐待高齢者及び虐待者に係る個人情報を目的外に利用させる必要性は認め られる。

(2) 目的外に利用させることに伴う本人へ通知しないことの合理的理由について本業務で取り扱う被虐待高齢者の情報は、被虐待高齢者及び虐待者それぞれに係る個人情報であり、虐待者がその事実を知ることにより被虐待高齢者に対する虐待行為を重ねるおそれや、虐待行為が潜在化するおそれがあることから、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上